

## 終わりに

「本改定版」・「本取組」では、部活動における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた実効性のある取組等についてとりまとめています。子どもの人権を守り保障することは、学校教育活動全体において行われるべきことであります。

県教育委員会は、全ての学校教育の根本となる「人権教育」「子どもの権利条約」についてあらためて管理職や教職員を含む指導者に対し、研修等をとおして再確認していく必要があります。

指導者においては、「**子どもは大人のものではないこと**」を十分に認識した上で、「**部活動は指導者のものではなく、子どもたちが自主的、自発的に行うもの**」であることを再確認し、更なる信頼関係の構築に向けて、部活動指導に取り組んでいただきたいとします。（【資料2】【資料3】参照）

保護者のみなさんもそのことを十分に再確認し、今後とも学校や部活動をサポートしていただきたいとします。

また、指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに対しては、一人で悩まず、相談窓口の活用や、保護者会、学校（管理職等）、教育委員会等に相談するなど、子どもたちを守る行動をとってください。

部員のみなさんも、部活動が部員同士の自主的、自発的な参加により行われるものであることを再確認し、自覚と責任を持って活動する必要があること、また、指導者や保護者等が自分たちを支える存在であることも再確認した上で、部活動に取り組んでほしいとします。

今後の学校部活動において、指導者と部員との信頼関係がますます構築され、適切な学校部活動となるよう、教育委員会、関係機関・団体、学校・指導者、部員・保護者や地域が一体となって、**痛ましい事案の再発防止と暴力・暴言・ハラスメントの根絶に取り組むとともに、今後とも、子どもたちの「夢実現」に取り組んでまいります。**

